

西東京市では、障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に則り、聴覚に障害がある方の困りごとの軽減に向けた検討を行うため、アンケート調査を実施いたします。ご多忙のところ恐縮ですが、アンケートへのご理解、ご協力をお願いいたします。

質問Ⅰ

市が実施している意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置）や、日常生活上（買い物や民間サービス、公共交通機関の利用など）において、お困りごとや改善して欲しいことはありますか。以下の選択肢で当てはまるものに○をつけてください。なお、具体例があればご記入ください。

- ・手話通訳者の派遣 ・要約筆記者の派遣 ・手話通訳者の市役所への配置
- ・買い物 ・公共交通機関 ・民間サービス ・その他

[具体例記入欄]

【参考】意思疎通支援事業の概要

・手話通訳者の派遣 ・要約筆記者の派遣

(通院、育児相談、保護者会、入居説明会、講演会、自治会会議、役所等での手続、入社面接などの場合
ただし、営利目的の活動、宗教活動、政党活動、手話講習会(サークル活動)、学校の授業、会社の仕事には
お使いいただけません)

・手話通訳者の配置

(田無庁舎は毎月第3金曜日、保谷庁舎は毎月第1水曜日の午後1時～午後5時)

質問Ⅱ

手話通訳者の派遣について、障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行や東京都手話言語条例の施行により、特に手話通訳等派遣センターの手話通訳者の予約が取りにくい状況が生じています。利用者の皆さまの公平性をどのように確保していけば良いと思われませんか。以下の選択肢から1つお選びください。

- 1 手話通訳者派遣に利用予約上限（月____回）を設ける
- 2 手話通訳等派遣センターの手話通訳者派遣に利用予約上限（月____回）を設けるが、西東京市に登録した手話通訳者の利用については現状通り先着順のままでよい
- 3 特に利用予約に上限を設けず、現状通り先着順のままでよい
- 4 その他（意見等）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、**令和5年6月9日(金)**までに、郵送 又は FAX にてご提出ください。

問合せ先： 西東京市健康福祉部障害福祉課 電話：042-420-2804 FAX：042-466-9666
mail：f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp